

令和3年8月12日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫

日頃は、熊谷支部会運営にご協力いただきありがとうございます。

埼玉県全域に緊急事態宣言が発令されたため、8月10日(火)に予定していた例会、関係諸機関との協議会および研修会を中止いたしました。

つきましては、下記の資料を送付します。

記

○熊谷支部8月例会次第

※7月18日開催の埼玉県支部連合会第68回定期総会にあたり、委任状をご提出いただきありがとうございました。熊谷支部の提出率85.3%で、県内15支部中第2位でした。

※配布を予定していた「うなぎのひつまぶし」は、9月以降開催の例会時に配布いたします。なお、追加注文不可のため、8月10日配布に事前申込をいただいた会員に限らせていただきます。

※地区委員会はいりません。

○埼玉税協熊谷地域8月例会次第

※福島泰彦会員が地域長に就任しました。

○関係諸機関との協議会

- ・熊谷税務署長あいさつ
- ・熊谷税務署資料
- ・熊谷県税事務所資料

○9月例会時研修案内

※8/10に研修を予定していた「令和3年度税制改正」資料を支部HPに掲載しておりますのでご活用ください。

○新型コロナウイルス感染リスク軽減のための事務局の執務時間について

○熊谷支部事務局併設税務相談当番表

関東信越税理士会 熊谷支部 8 月例会次第

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|--------------------------|---|------------|
| (1) | 6月17日(木) | 総務部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 6月17日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 6月17日(木) | 第41回支部定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) | 6月18日(金) | 関東信越税理士会第70回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (5) | 7月 4日(日) | 中村敏行会員ご母堂様 告別式 | | |
| (6) | 7月15日(木) | 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第68回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (7) | 8月 5日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 熊谷商工会議所 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 正副支部長・地域長会議
日時 9月 3日(金)午後2時30分～4時00分
場所 支部事務局
- (2) 熊谷税務署との協議会
日時 9月 3日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (3) 三者懇談会
日時 9月16日(木)午後12時～1時30分
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《新規入会》

横村啓訓(ヨコムラタカノリ) 令和3年6月22日新規入会 税務支援対策部・青年部
〒366-0816 深谷市榎合371 横村又彦税理士事務所
TEL 571-2035 FAX 571-3149

久米真理子 令和3年7月19日新規入会 租税教育推進部・女性部
〒360-0012 熊谷市上之3023-3 村田克也税理士事務所
TEL 501-5001 FAX 501-7080

《転入》

根岸太郎(令和3年7月29日上尾支部より) 税務支援対策部・青年部
〒360-0026 熊谷市久下3-68-1 根岸太郎税理士事務所
TEL 580-7997 FAX 580-7998

熊谷支部現在会員数 165名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和3年9月9日(木) 午前 9時30分～ 署との協議会
午前10時00分～ 例会
午前10時45分～12時15分 研修会

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 9月9日(木)午前10時45分～12時15分
内容 「相続・遺言に関する最近の改正について(仮)」
講師 埼玉司法書士会熊谷支部所属 上松隆行先生
単位 1.5単位

*研修資料は後日、支部ホームページに掲載いたしますので、必要なところを各自ダウンロードしてお持ちください。

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年8月現在)

10月例会	10月 7日(木)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域 8 月例会

令和 3 年 8 月 10 日 (火)

<会務報告>

- | | |
|---------------------|---|
| 令和 3 年 6 月 25 日 (金) | 第 2 回理事会
15 : 40 清水園
役付理事選任、地域長、顧問の承認等 |
| 令和 3 年 7 月 27 日 (火) | 第 4 回常務理事会、第 2 回地域長会
11 : 00 清水園
*新役員スクーリング
*全税共業務推進協議会の運営について
*その他 |
| 令和 3 年 7 月 27 日 (火) | 全税共業務推進協議会
15 : 00~16 : 30 清水園
*全税共第 36 回統一キャンペーンの推進について |

<提携企業インフォメーション>

日税サービス

税理士会熊谷支部例会 署長あいさつ

皆さん、こんにちは。この度の人事異動で、熊谷税務署長を拝命いたしました 春日裕司 と申します。

日頃から、関東信越税理士会熊谷支部の先生方におかれましては、税務に関するスペシャリストとして、独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負い、積極的な活動を展開されることにより、地域社会の発展にも多大な貢献をされておられます。

このことは、中野支部長をはじめとする税理士会役員の皆様方、歴代役員の皆様方の優れたご指導と会員の皆様方の積極的な会活動の賜物であります。

ここに心から敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行の収まりが見えない状況の中、8月2日に、3度目となる緊急事態宣言が発令されました。

埼玉県内の感染者数が1,000人を超える日があるなど、改めて、ソーシャルディスタンスをはじめとする「新しい生活様式」を意識した生活が必要であると感じております。

私ども国税当局は、こうした時代にあっても、環境変化に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」との不変の使命を果たしていく必要があります。

納税者の皆さんが「より便利に、よりスムーズに」申告・納税ができる環境を整備し、引き続き、適正・公平な課税・徴収を確保していかなければなりません。

しかし、この使命を果たすためには、私どもの力のみでは自ずと限界があり、何よりも先生方のお力添えが必要不可欠であります。

税務行政全般に亘って、税のスペシャリストである先生方に、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に

心強く感じている次第であります。

今後とも、関東信越税理士会熊谷支部の皆様と積極的に意見交換を行いながら、一層の連携・協調を図り、円滑な税務行政の推進に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

30度を超える暑い日が続いております。どうか、先生方におかれましては、くれぐれもお体には、ご自愛の程お願い申し上げます。

結びに当たりまして、関東信越税理士会熊谷支部並びに会員の皆様方の益々のご発展と、本日ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 税務署からの連絡事項

(1) 税務署職員の担当について (総務課)

別添1「令和3事務年度 熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、
○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

(2) 関東信越国税局管内における主な広域運営について (総務課)

別添2「令和3事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

具体的には、総合特別国税調査官であれば浦和署の担当者が熊谷署の職員として調査等にお伺いいたしますので、ご承知おきください。

(3) 令和3年8月～9月までのe-Tax運転時間について (総務課)

別添3「利用可能時間カレンダー」

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる対応が求められている状況等を踏まえ、e-Taxの土日運転を実施してきたところですが、引き続き、別添3のとおり、月末の土日の一部について利用が可能となっておりますのでお知らせいたします。

(4) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について (管理運営部門)

- | | |
|-------------|--------------|
| ・ 申告書の発送日 | 令和3年7月30日(金) |
| ・ 申告期限及び納期限 | 令和3年8月31日(火) |
| ・ 口座振替日 | 令和3年9月28日(火) |

中間申告書の発送日、申告期限等は上記のとおりです。

現金納付の方は、8月31日（火）までに納付いただくよう指導願います。

振替納税をご利用の方は、9月28日（火）にご指定の口座から引き落としさせていただきますので、前日までに残高の確認をしていただくよう指導願います。

(5) 署内領収窓口の受付時間について

(管理運営部門)

別添4「税務署からのお知らせ」

令和3年10月1日（金）より

原則、午前9時から午後4時まで（納税証明書等の手数料を除く）

実施対象署：関東信越国税局管内全署

添付書類

- 1 「令和3事務年度 熊谷署職員名簿」
- 2 「令和3事務年度における広域運営等対象署一覧表」
- 3 「利用可能時間カレンダー」
- 4 「税務署からのお知らせ」

2 県税事務所からの連絡事項

- 令和3年度個人事業税定期課税について

令和3事務年度 熊谷署職員名簿

令和3年8月2日現在

署 長	1	個人第一	8	法人第一	7
春日 裕 司		◎千 野 勝	申告所得税・消費税 (個人事業者) 事務	◎蕎麦田 武	法人税 消費税(法人) 源泉所得税 間接諸税(印紙税 揮発油税等) 事務
		○本 多 一 成		○小 林 清 志	
副 署 長	2	滝 沢 義 孝		小 林 孝 之	
奥 原 利 幸		岡 本 慎 吾		吉 田 和 子	
保 坂 円		柴 田 純 良		谷 口 信 夫	
		信 田 智 恵 美		御 木 真 奈	
総 務 課	5	寺 田 直 人		山 口 菜 月	
◎岩 崎 慎 一	総務事務全般	大 平 輝			
○保 坂 尚 紀				法人第二	6
栗 田 剛		個人第二	8	◎金 田 浩 明	調査指導等
木 暮 広 大		◎深 町 明 弘	調査指導等	藤 野 真 一 郎	
船 山 剛 志		武 井 正 樹		北 澤 佑 未 子	
		増 田 裕 允		伊 藤 康 宏	
		原 田 梓		江 川 絃 太	
管理運営第一	8	姫 野 裕 太 郎		宮 本 豊	
◎高 橋 操	内部事務	上 條 泰 永			
○笹 川 桂 子		小 池 悠 太		法人第三	6
高 橋 明 博		小 暮 康 太		◎藤 原 裕 紀	調査指導等
吉 田 恵 子				小 出 誠	
塚 本 智 子				森 田 遼 介	
佐 伯 隆 文				柳 澤 拓 馬	
大 森 紀 子		個人第三	9	吉 原 巧 海	
井 上 和 希		◎齋 藤 隆 司	調査指導等	上 田 絃 十 郎	
		森 田 和 信			
		星 崎 彰		法人第四	7
管理運営第二	9	遠 藤 悟		◎神 田 健 一	調査指導等
◎阿 部 真 由 美	内部事務	曾 根 原 康		鈴 木 信 司	
木 島 賢		藤 田 知 温		山 田 晋 作	
大 畑 実 代		成 川 通		榎 園 美 紀	
新 藤 千 恵		畑 中 裕 介		佐 藤 礁 吾	
柳 瀬 礼 治 郎		富 澤 和 真		亀 崎 涉 吾	
里 淳 司				山 之 内 夏 帆	
増 田 明 子					
竹 之 内 美 希		審理専門官	1	酒類指導官	8
齊 藤 あ や 乃		◎丸 山 功 美 恵	審理(所得税等) 事務	◎宮 川 清	酒税・免許事務
				光 井 裕 之	
		資産	8	吉 澤 弘 純	
		◎棒 和 彦	相続税・贈与税 申告所得税 (譲渡所得) 事務 調査指導等	齊 藤 剛	
徴収特官	2	堀 内 香 織		小 林 公 成	
◎老 川 光 昭	滞納処分等	佐 藤 賢 人		小 野 貴 央	
徳 重 稔		川 嶋 祐 輔		中 島 正 博	
		関 根 哲 平		成 田 綾 乃	
徴収	5	石 井 奈 々			
◎青 木 聡	滞納処分等	角 田 歩 美			
中 野 忠		山 田 朋 代		(調査検査担当)	4
平 田 有 美				◎高 橋 利 明	調査指導等
金 澤 つ ぐ み		法人特官	6	西 園 健 次	
木 村 蓮		◎加 藤 明	調査指導等	田 子 武	
		◎茂 木 克 行		小 倉 将 紀	
個人特官	3	◎大 平 勇 人			
◎今 井 弘 正	調査指導等	大 島 栞		酒類業調整官	2
◎黒 田 友 宏		米 岡 直 樹		◎二 瓶 佳 穂	酒類行政事務
道 場 義 夫		有 賀 大 樹		大 木 秀 一	

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官 ○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

令和3事務年度における広域運営等対象署一覧表【茨城県・栃木県】（税理士周知用）

総合	開発	個人						法人			税務				徴収				酒類	徴収				一般徴収担当			
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動調査官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	源泉特別調査担当	間接諸税調査・審理担当者	審理専門官	一般・源泉調査担当	源泉特別調査担当		情報技術専門官	特別調査情報官	特別国税徴収官	特別国税徴収官		特別国税徴収官	審理専門官	
水戸	浦和	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎
日立	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸
土浦	水戸	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
古河	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸
下館	水戸	水戸	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
電ヶ崎	水戸	水戸	土浦	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
太田	水戸	水戸	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
湖東	水戸	水戸	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇都宮	浦和	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎	浦和	●	◎
足利	宇都宮	宇都宮	栃木	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
栃木	宇都宮	宇都宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
佐野	宇都宮	宇都宮	栃木	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
鹿沼	宇都宮	宇都宮	宇都宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
真岡	宇都宮	宇都宮	宇都宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
大田原	宇都宮	宇都宮	宇都宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●
氏家	宇都宮	宇都宮	宇都宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	●	●

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は各県下全域を広域運営する。

3 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。

4 水戸署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。

5 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和3事務年度における広域運営等対象署一覧表【群馬県・埼玉県】(税理士周知用)

総合	開設	個				人				資				法				人				逓	徴			収
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当者	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	一般調査担当者	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	一般調査担当者	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	一般調査担当者		特別国税徴収官	特別国税徴収官	特別国税徴収官	
	前橋	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	高崎	前橋	●	●	●	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	桐生	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	伊勢崎	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	沼田	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	館林	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	藤岡	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	富岡	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	中之条	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	川越	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	熊谷	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	川口	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	西川口	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	浦和	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	大宮	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	行田	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	狭小	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	所沢	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	本庄	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	東松山	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	春日部	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	上尾	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	越谷	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●
	朝霞	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	●

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は各県下全域を広域運営する。

3 法人審理専門官(不脱)の表で、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営

中心署の審理専門官が担当する。

4 浦和署の法人特官のうち、特命担当(1名)は全管を広域運営する。

5 春日部署の法人特官(広域事務処理担当)は、埼玉県下全域を広域運営する。

6 消費税専門官のうち、浦和、川口、西川口、大宮、春日部及び越谷署は、埼玉県下全域を広域運営する。

7 熊谷署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に關して、県下全域を広域運営する。

8 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

利用可能時間カレンダー

 0:00 ~ 24:00
  8:30 ~ 24:00
  休止中

2021年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1 ○	2 ○	3 ◎	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 ×
8 ×	9 ×	10 ○	11 ◎	12 ◎	13 ◎	14 ×
15 ×	16 ○	17 ◎	18 ◎	19 ◎	20 ◎	21 ×
22 ×	23 ○	24 ◎	25 ◎	26 ◎	27 ◎	28 ○
29 ○	30 ○	31 ◎				

利用可能時間カレンダー

 0:00 ~ 24:00
  8:30 ~ 24:00
  休止中

2021年9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ×
5 ×	6 ○	7 ◎	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ×
12 ×	13 ○	14 ◎	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ×
19 ×	20 ×	21 ○	22 ◎	23 ×	24 ○	25 ○
26 ○	27 ○	28 ◎	29 ◎	30 ◎		

税務署からのお知らせ

令和3年 10 月から
窓口での納税は、
9時から 16 時
までとなります
ご協力をお願いします

国税の納付は

キャッシュレス納付 をご利用ください

キャッシュレス納付以外にも便利な納付手続があります。

国税の納付手続については、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

国税庁 国税の納付手続

検索

又は右のQRコードからアクセス ⇨

※「QRコード」は商標登録商標です。



令和3年度個人事業税定期課税について

令和3年8月10日 埼玉県熊谷県税事務所

8月2日付けで納税通知書を発送しました。納期内納税に御協力をお願いいたします。

納税通知書発付件数	2, 504件 (前年比+7.7%)
調定額	390, 141千円 (前年比+10.4%)
第1期納期限：	8月31日 (火)
第2期納期限：	11月30日 (火)

金融機関などの窓口に行くことなく、スマートフォン決済アプリ※、Pay-easy (ペイジー)、クレジットカード※により、御自宅のパソコンやスマートフォンから納税ができます。

また、ペイジー対応のATM、コンビニエンスストア※やMMK設置店 (ドラッグストア、スーパーマーケットなど) ※でも納めることができます。※ 税額が30万円以下の納付書に限る。

安全・確実・便利な口座振替の利用につきましても、御協力をお願いいたします。

○ 定期課税分の口座振替利用率 33.8%

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合は、お早めに所管の県税事務所に御相談ください。

集計方法に一部錯誤があったため、6月例会で配布した資料を本紙のとおり訂正します。

令和3年8月10日
熊谷県税事務所

県税事務所別電子申告利用率

	令和2年度（3年3月31日現在）		
	全申告件数	電子申告による 申告件数	利用率
さいたま	37,664	28,927	76.80%
川口	29,295	21,986	75.05%
川越	18,541	14,135	76.24%
飯能	7,690	5,714	74.30%
東松山	5,258	4,083	77.65%
秩父	2,668	2,021	75.75%
本庄	3,498	2,537	72.53%
熊谷	9,625	7,203	74.84%
行田	5,994	4,586	76.51%
春日部	16,503	12,246	74.20%
越谷	27,787	20,671	74.39%
朝霞	11,998	8,698	72.50%
所沢	11,728	8,592	73.26%
上尾	10,718	8,001	74.65%
全県	198,967	149,400	75.09%

※ この集計表は、総務省自治税務局企画課「電子申告等の利用率等の調べ等について(照会)」の調査要件(重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除く。)と合わせて、県税務システムデータにより算出しています。(利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したものの利用率とは一致しないことに留意してください。)

令和3年8月10日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
研修部長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修 令和3年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 暑さ厳しい今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年9月9日（火）午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「相続・遺言に関する最近の改正について（仮）」
講師 埼玉司法書士会熊谷支部所属 上松隆行先生
単位 1. 5単位

※資料は9月上旬に支部のホームページに掲載いたします。
各自必要なところをダウンロードしてお持ちください。

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

8月31日（火）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和3年9月9日の支部研修会出席者は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

令和3年8月12日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫

新型コロナウイルス感染リスク軽減のための事務局執務時間について

令和3年8月2日に埼玉県全域に緊急事態宣言が発令されたことを受けて、支部事務局職員の感染防止の観点から、緊急事態宣言解除までの間、支部事務局の執務時間を下記の通りといたします。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

【執務時間】 9時30分～15時00分

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
3. 9. 16 (木)	渡辺 保	
3. 9. 27 (月)	渡辺雅江	
3. 9. 30 (木)	天笠裕司	
3. 10. 4 (月)	久米真理子	
3. 10. 11 (月)	櫻澤 敦	
3. 10. 14 (木)	清水茂昭	
3. 10. 18 (月)	高橋勲二	
3. 10. 21 (木)	武田 司	
3. 10. 25 (月)	増田亮吉	
3. 10. 28 (木)	村田克也	
3. 11. 1 (月)	山崎浩成	
3. 11. 4 (木)	大谷宏一	
3. 11. 11 (木)	小野澤克則	
3. 11. 15 (月)	柿沼和歌枝	
3. 11. 18 (木)	小島周二	
3. 11. 22 (月)	塩田哲也	
3. 11. 25 (木)	清水一宏	
3. 11. 29 (月)	瀧山英太	
3. 12. 2 (木)	高橋幸一	
3. 12. 6 (月)	富田秀昭	
3. 12. 9 (木)	橋本 博	
3. 12. 13 (月)	長谷部好一	
3. 12. 16 (木)	福島泰彦	
3. 12. 20 (月)	内田拓志	
3. 12. 23 (木)	大山 亨	
3. 12. 27 (月)	大久保秀彦	

*コロナの関係で、今は電話相談になっています

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください
(相談があった場合は電話にてご連絡します)